

看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

1、看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者は看護師長とする
- (2) 看護職員の勤務状況の管理
 - ・勤務時間週平均 40 時間以内
 - ・連続勤務 5 日以内
 - ・勤務状況、有休取得率、時間外業務の把握および指導
 - ・夜勤勤務:明けの翌日は原則休み、夜勤 16 時間以内、休憩 2 時間
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議
 - ・責任者会議(1 回/月)
 - ・病棟カンファレンス(毎週月～金)
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
 - ・看護職員負担軽減及び処遇改善委員会にて計画の策定、見直し、職員への周知
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
 - ・院内に掲示、ホームページ上公開

2、看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み

項目	取り組み
ワークライフバランスの 維持・促進	・有休取得の促進（5日以上/年） ・夏休を6月から10月の間で取得可能とする ・半日単位での休暇 ・時間外を出来るだけ少なくするよう業務改善の推進及び風土の構築
夜勤負担の軽減	・夜勤中は休憩 2 時間の確保 ・連続夜勤 2 回まで ・夜勤パート職員の採用
配慮した勤務表作成	・夜勤明けの翌日は原則休み ・土、日、祝日の休みを月 1 回以上確保 ・業務に必要な研修、委員会活動の勤務扱い ・多様な勤務形態の採用 (日勤専従の採用や夜勤パート職員の採用など)
妊婦、子育て中の職員への配慮	・院内（法人内）保育の運用 ・時短勤務、夜勤免除、休日出勤免除、子の看護休暇等
看護補助者の配置、活動促進	・看護職員が本来の業務でその専門性を発揮できるよう、看護補助者を配置する
メンタルサポート	・ストレスチェックの実施 ・個々のニーズに応じてカウンセリングの実施 ・各種ハラスメント研修の実施

3、看護職員の負担軽減のための多職種との業務分担

部署	取り組み
薬剤部	・入院時の持参薬の確認・管理 ・中止・休薬の再調剤 ・DI情報の定期提供 ・薬剤管理指導の強化 ・点滴・注射薬の確認・管理
リハビリテーション科	・セラピストのリハビリ活動内で体操を取り入れ、身体面に留意した指導援助を行う ・セラピストの介入によるADL支援 ・病棟内でのリハビリ活動において、必要に応じて看護補助者に参加してもらい、患者の介助を行う。
放射線科	・患者の移送 ・ポータブル撮影
検査科	・患者の移送 ・病室での生理検査
栄養課	・栄養治療実施計画の作成 ・患者への栄養指導を実施 ・食事形態、付加食等の相談業務 ・食事のオーダーリング入力・確認業務
地域連携室	・退院へ向けた相談支援業務 ・地域の生活・介護支援業者の紹介業務 ・退院調整に関する業務 ・転院時の転院先医療機関との退院調整 ・退院時の退院先福祉施設等との退院調整
医事課	・入院時に家族への入院説明・手続き ・入院セットの申し込み手続き及び支払い業務 ・入院患者の預り金及び貴重品の管理 ・診療関係各種記録の作成 ・来院者の健康チェック ・面会制限時における、荷物の中継保管管理

2025.06.01

青樹会病院